

## 民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年12月14日(木)  
午前9時58分～午前10時40分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 大久保主計 副委員長 笹森 波  
委員 菅原和子 委員 吉田 良  
委員 丹野政喜 委員 山田龍太郎  
委員 佐々木哲男
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 健康福祉部長 安倍 卓  
出席をした 子ども支援課長 西坂 路子  
者の職氏名 健康福祉部企画員兼 佐藤 旭一  
子ども支援課長補佐  
子ども支援課主幹兼 郷内 達也  
子育て支援係長  
子ども支援課主幹兼 佐藤 拓人  
保育係長
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤 博  
主幹兼議事調査係長 若林 潤  
主 事 高橋 桃花

## 7 付議事件

- (1) 議案第 89号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第 90号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第 91号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第104号 指定管理者の指定について
- (5) 議案第105号 指定管理者の指定について

午前9時58分 開 会

○委員長（大久保主計） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第89号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。

よって議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 附則の公布の日から施行するということですが、公布の日はいつになるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤拓人） 議会での議決をいただいた後すぐに公布ということになります。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 見ると、項ずれがほとんどみたいです。年度内に新たに公布してその日から直ちに施行ということですが、その辺り何か影響が出てきたりする想定はありますか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤拓人） 実務上何か影響が出るということは、特段ないものと捉えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 条例の中で、特にこの健全育成事業の中に、市内でも立地の条件によってはまだ土砂災害警戒区域のイエローゾーンの中に入っている箇所も何か所かあるように見ております。条例中第13条の2の第1項にBCPという業務の継続計画がありますが、この中に非常時の避難なりその訓練も含めて、各施設によって差はあると思います。その辺に対する非常時の避難等に関するマニュアル的なものが全体として作成されているのかどうかお尋ねします。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 委員御指摘のとおり、やはり各施設の状況に応じて特に気をつけなくてはいけない部分というのも出てくると思うのですが、各施設統一した形でそれぞれのケースに対してのマニュアルは既に設定をしているところです。

例えば事故発生時のマニュアルであったり、緊急事態、災害時等のマニュアルであったり、そういったものは備えているところですが、今回の安全に関する計画、安全計画に関しましては、これら既にあったマニュアル等を体系的にまとめて、保護者も含め職員にも、周知をまた図っていこうという流れの計画となっております。

今後とも、そういったマニュアル等も十分に確認をしていきながら、職員間でもさらに確認をしていければということでの安全計画となっております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 業務継続計画について、定期的に計画の見直しを行い、という文言があります。目安として定期的にとというのは、どのぐらいの期間なのか、教えてください。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 今御指摘いただきました業務継続計画については、このたびの条例改正では努力義務ということで、現在早期に計画を策定するという予定はありません。

ただこれまでも、特に感染症というところで業務をしっかりと継続できるようにということで、それぞれ各種会議等で確認をしながら、必要に応じて職員

をほかの施設から派遣したりですとか、あと本庁の職員が出向いたりして対応していくということで、意識を統一していたところです。今後もそこを含め、対応していきたいと思っております。

○委員長（大久保主計） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 例えば1か月に一遍とかということではなくて、その都度、臨機応変に、事が起こる前にそういった点検をしていくということでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 委員がおっしゃったとおり今は努力義務ですので、今後策定した暁には、定期的、いつの期間というよりは都度、そのとき適宜、見直していければと思います。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。吉田良委員。

○委員（吉田 良） 附則について、施行期日は先ほどと同じように公布の日からということで、第2条の2の規定は令和7年4月1日から施行するということです。この附則の第2項で、施行の日から令和6年3月31日までの間、3つの内容については努力義務ということになっておりますけど、これは短い期間、12月末ぐらいなのでもうあと3か月ということで、この3か月間あれば令和6年4月頭から、努力ではなくて義務という形できちんと施設のほうで対応できる、それだけの準備期間と認められますか。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） こちらの安全計画の策定については、令和5年度1年間は努力義務ということで既に周知等国のほうからされていたもので、まずその情報は各館のほうにも確認をし、安全計画の策定に向けて準備はしていたところです。

今回の条例の改正の時期については、令和6年度からの義務化に合わせてということにはなるのですが、現段階でもう既に確認をしている状況にはなっております。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 1年間あれば普通は大体対応できるかと思うのですが、現時点での対象となる施設の改正される部分への対応の状況、年度が変わって令

和6年4月1日以降、本当にしっかり実施されているかどうかについての確認の仕方というのはどのように考えているのか、お伺いします。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 安全計画の策定については、先ほどもお答えさせていただいたとおり準備を進めていたところですが、これまで定期的にしっかりと確認をしてきたかというところでは、まだできかねている部分もあります。今後も残り少ない期間においてしっかりとそこを確認した上で、令和6年度に入ってから、4月以降、月1回程度開催している館長会議等の中でもしっかりと確認しつつ、必要に応じて随時現場にも赴いて確認をしていければと考えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） この安全計画を進める上において、第4条に、最低基準の向上というものがあるのですが、これらをまず満たしてそれ以上になるように努力をするようにという内容になっています。

この中には当然その施設の中身、あとは外の園庭も含めてだと思いますが、その辺の基準があると思います。主なものの最低基準中、その辺の内容をお知らせください。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） まず基準についてですが、国のほうでは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ということで定められているところです。

本市については、名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で基準を定めているところです。その中に、第4条となりますが、最低基準の向上ということで先ほど委員からもお話があったとおり、最低基準を常に向上させるように努めるものと条例の中でうたっております。

その最低基準というところが、まだ職員に関しては、職員の資格をしっかりと有する者を配置するようにと、あとそういったものも国、県で開催している研修会のほうに参加をして、常に知識と技術の向上を図るようにといったところでのお示しが出ております。

あと施設に関しましては特に面積なのですが、登録する児童1人当たり1.65

平米を確保するように努めるようにといったところでのお示しがなされているという、そういった内容になっております。主なものとしては以上となります。

○委員長（大久保主計） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 特に気になったのは、この間委員会の現地調査で見せていただいた中で園庭とか、その辺も少し狭いのかなということです。児童1人当たり1.65平米を確保するように努めるという基準はあるにしても、その辺の基準はそれらも含めてなのか、例えばその施設の建物に対する面積の基準なのか。全体ということでその辺を見たときに、よその市内の施設の中で十分に満たしてるところ、あとはまずかつかつというか実際に使ってみて具体的に何か改善しなくてはならない、向上させなくてはいけないというような、そんな施設が現実的にあるのかどうか、もしあったとすればその辺の向上のさせ方として、具体的にどんなことをなされたのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 特に児童センターの現状をお話しさせていただきますと、やはり施設に対して、来館するお子さんが増えてきているという傾向にあります。

来館される児童は、放課後児童クラブということで登録される児童と、あと時間の制限がありますが自由に来館ができる自由来館児童ということで、2つの種類に分けられるようになるのですが、基準で示される1.65平米に関しましては、放課後児童クラブに登録している児童に対して、その面積を確保するようにということにはなっております。

先ほども申したとおり児童が増えてきているということで、登録している児童が毎日全員来るかというところではないという状況ではあるのですが、やはり来館する児童が多い日とかになりますと、施設によっては小学校の体育館をお借りしたり、教室をお借りしたり、あと最寄りの集会所をお借りしたりということで対応しているところです。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 補足しますと、今の閑上児童センターについてはそのような状況もあって増築している経緯がありまして、改善を図っているところです。



○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 各施設に放課後児童支援員という有資格者が配置されると思うのですが、例えば児童何名に対して支援員は何名なのか、その基準と、市内の施設の数掛ける何名ということになると思うのですが、その人数はどのぐらいいるのか教えてください。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） まず職員の配置の基準ですが、登録児童40名に対して、2名の指導員をつけるという基準になっております。そのうち1人は有資格者ということでの基準も設定されているところです。

施設全体での職員の人数ということですが、現在、放課後児童支援員、あとは放課後児童補助員ということで66名の職員、公立の児童センターで6名の館長が配置されているという状況になっております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第91号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第104号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） まずは指定管理者に特定非営利活動法人子育て支援ARIママネット・一般社団法人マザー・ウイング共同事業体が決定されたということで、条例議案事前説明会の中でも御説明がありましたけれども、その決定に至るまでの経緯を詳しく教えていただければと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 議案第105号資料にも掲載しておりましたが、そちらを読み上げる形で経過について御説明したいと思います。

まず令和5年8月14日に、指定管理者の募集を広報及びホームページ等で開始しております。

同年9月1日に申請の受付を開始し、9月29日の申請受付終了時点で3者を受け付けたという状況になっております。

同年10月31日に、名取市子育て支援拠点施設指定管理者選定委員会を開催いたしました。その中で、先ほどもお話出ておりましたとおり、特定非営利活動法人子育て支援ARIママネット・一般社団法人マザー・ウイング共同事業体を指定管理者として選定したところです。

同年11月17日、選定委員会の結果を受けて、指定管理者候補者として決定し

たという経過となっております。

○委員長（大久保主計） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 3者が申し込まれたようではございますけれども、その3者からの審査委員に対するプレゼンとかはあったのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 選定委員会では6名の方に委員として選定をしていただきました。その選定委員のいる中で各3者とも、プレゼンテーションが15分、質疑応答15分、計30分の中でアピールしていただいたという内容となっております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 特定非営利活動法人子育て支援ARIママネット、これは代表団体で、一般社団法人マザー・ウイングは構成団体ということで、共同事業体で管理運営するということです。例えばその運営をしていく上で、それぞれの団体の特徴を出し合って業務に当たるということなのか、あるいは、それぞれから人員を出していくのか。どのようにうまい具合に共同事業体として運営されていくのか、その辺のところを教えてください。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 各団体の概要については、議案第105号資料にも掲載しておるところです。まず、特定非営利活動法人子育て支援ARIママネットは、約7年前に名取市内の親子支援を志す子育て中のお母さん方皆さんが立ち上げられた任意団体ということでしたが、令和5年9月に特定非営利活動法人として設立に至った団体となっております。一般社団法人マザー・ウイングについては、15年前に仙台市ののびすく泉中央、そちらの運営を目指すため設立された法人ということで、現在ものびすく泉中央での特色ある事業運営で利用者からも高く評価されていると伺っております。こちらの2つの団体が、共同事業体ということになります。

それで特定非営利活動法人子育て支援ARIママネットの本市でのネットワークの強みを生かしながら、あとは一般社団法人マザー・ウイングの施設運営というところでのノウハウ、そういった強みを出し合って、今回子育て支援拠点施設を運営していただくということになったところです。

○委員長（大久保主計） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） そうすると、それぞれ目的のところは両方とも、中身は一緒だと思います。ただ役員の数とか、それは若干違います。

それで、運営していくに当たって、共同事業体ということで誰が中心になっているのか。例えば一般社団法人マザー・ウイングが上位で、特定非営利活動法人子育て支援ARIママネットは下部組織みたいな形で動くようなことがあるのかどうか、その辺のところを教えてください。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） このたびの選定委員会の際には、代表団体は特定非営利活動法人子育て支援ARIママネットということで報告を受けております。

あとは事業計画も、共同事業体としての事業計画をお出しただいてるのですが、その中での出資比率割合を50パーセントと50パーセントということで、報告をいただいているところです。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 議案資料を見ますと、平成31年度からの指定管理者にまた5年間ということですが、3者による選定委員会を開いたということですが、やはり同じ団体ということであればそれだけ進めやすい部分もあったりする一方で、やはりこれまでの実績がもちろん評価されているところもあると思うのですが、何か固定的な感覚がどうしてもついてしまう。今回は3者申請されていますが、そういった競争が今後働きづらくなってしまわないかというような部分も、全く懸念がないわけではないと思います。

今回提案されている団体のいいとか悪いとかは全く分からないので、その決まりというか選定委員会のほうの審査に従って決定されたと思うのですが、こういうのは新規というか新しい事業者が入り込める余地というのは、そもそもあるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） このたび公募にて指定管理の事業者を募集いたしましたので、新しい事業者も十分に入り込める余地というか可能性はあると思います。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 可能性をきちんと用意しておいて応募してもらってそして審査したということですからもちろん可能性はあるのですが、やはり同じ団体をお願いしていくとなったときに、これまでの5年間の実績をもとに、もっとこの部分がよくなりそうだとか、あんまり削減とは言いたくないのですが、この部分を少し削れるのではないかとか、例えば、今までの5年間以上の成果を出してもらおうという期待について、今回プレゼンとか質疑応答の中で、何か手応えはあったのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 実は今回の公募の選定の経過の中の委員の中にはこども支援課は入っていない形になっておりまして、選定の経過については伺っていないところでした。

選定の透明性を図るためにということで、説明の補足委員としてはこども支援課は入っているのですが、判断をする委員の中には、こども支援課は入っていない形で選んでいただいています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） この事業主体の中で、片方、代表団体はNPO法人、かたや構成団体は一般社団法人ということで、この事業所自体の形態と申しますか、基本的に違ってくるのかどうか。母体としての経営方針的なものの違いというのは特になのかどうかお尋ねします。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） まず特定非営利活動法人子育て支援ARIママネットですけれども、法人格を有していることになります。一般社団法人マザー・ウイングは一般社団法人ということで、法人の違いはありますが、子育てというところでの、親御さんを含め御家庭を応援していきたいという、そういった目的や目指すべきところは一緒となっている団体となりますので、今後、拠点施設の運営もしっかりと行っていただければと考えております。

○委員長（大久保主計） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 目的が同じだというのはこの資料を見ると大体分かり

ます。先ほど基本的に50対50の出資比率割合というようなお話もあったのですが、いろいろやはりNPOと一般社団法人との基本的な違いがあるはずなので、それで運営に支障が出てこないのかなという心配があってお尋ねしたいのですが、その辺はどうですか。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 事務局としては支障はないと捉えているところです。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） こども支援課職員が選定委員会に直接委員として入っていないという御答弁で、その説明の中で透明性確保と確かおっしゃったような気がします。透明性は関係ないと思うのです。例えば一般にきちんと公開の場で選定をするとか、選定された後、その過程をきちんと明らかにする、情報公開するというのであれば分かります。こども支援課が透明性の観点から委員として入らないというのは、どうしても何か納得できない別な理由があるような気がします。ここに審査委員の構成が書いてあります。学識経験者3名、市民1名、市職員2名と。この学識経験者の内訳ですが、肩書、それから市職員の役職、どこの課の所属かも含めて詳細をお伺いしたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） まず選定委員の方の役職と、お名前を申し上げたいと思います。尚絅学院大学教授の前田有秀様、株式会社仙台銀行名取支店長の浅井史夫様、宮城中央ヤクルト販売株式会社代表取締役、川島誠一様。

市民委員として、行政改革推進会議委員であります岩井美穂様。

続いて副市長の我妻、企画部長の小平、以上6名となっております。

市のホームページにも、会議録や評価表も公表させていただいているという状況となっております。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） そういう意味では透明性はしっかり確保されていると納得をしました。

それで少し戻るのですが、今回の申請者のどの事業者もそれぞれの持ち味や

実績がきつとあってということで、それをしっかり公平に、委員さんの中の審査で、引き続き5年間、前回と同じ相手方ということに決定したのだと思います。やはりどうしてもこういうサービスをしていく上では、より良いものとなっていくことが望ましいわけであって、同じところであれば安定感という意味では、確かにそういうものはあるのですが、もっと何か変化とか工夫とかという部分で別なところに期待したいという考え方も決してないわけではありません。では今回同じ団体さんにまた指定管理をお願いするとなったときに、今後の新たなサービスとか、そういった部分についてプレゼンの中で何か提案があったりしたのであれば伺いたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 説明員ということで選定委員会に参加させていただきましたが、その中での様子ですとか、あと評価表もホームページに掲載しているところですが、そういったところをかいつまんでお話しさせていただきたいと思います。まず評価で、指定管理者としての適性、利用者に対するサービスの向上につながるか、あとは市の管理コストの低減につながるか、そういったところを視点に選定させていただいたところです。

特に評価の高かった部分については、利用者に対するサービスの向上につながるかという部分になっております。事業実施計画の妥当性や利用者の満足度向上というところで、具体的かつ適切な内容が示されていたと。特に相談事業、そういったところを強くお話しされていたという印象が残っています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第105号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第89号から議案第91号まで及び議案第104号並びに議案第105号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時40分 散 会

令和5年12月14日

民生教育常任委員会

委員長 大久保 主計